

令和5年度放課後児童クラブ利用者負担 軽減対策補助金の申請受付について

本市では、低所得者等の負担軽減を図るために、「舞鶴市放課後児童健全育成事業利用者負担軽減対策補助金交付要綱」に基づき、下記の対象者に対して補助金を交付します。

【対象者】

- ・放課後児童クラブ利用期間中に、生活保護を受給していた世帯又は令和5年度の市民税が非課税である世帯
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の適用を受けておられる世帯

【対象期間】

令和5年4月1日～令和6年3月31日までの放課後児童クラブ利用期間

【補助金額】 ※おやつ代や保険料等は補助対象外です。

- ① 生活保護受給世帯等（中国残留邦人等の世帯を含む）
生活保護を受けていた期間における令和5年度分の放課後児童クラブの利用者負担額の全額
- ② 市民税非課税の世帯
令和5年度分の利用者負担額の2分の1の額

【提出書類】

- ① 補助金申請書（振込先口座欄入り）
- ② 児童クラブの領収書または領収書に代わるもの（集金袋のコピーなど）
- ③ 同意書
- ④ 生活保護受給証明（生活保護世帯のみ）

（なお、市民税非課税対象の方で令和5年1月1日以降に舞鶴市に転入された方は、1月1日現在の住所地の非課税証明を添付ください。また、中国残留邦人等の自立支援等の法律の適用を受けておられる世帯は、適用の状況が明らかとなる書類を添付してください。）

【提出期限】

令和6年3月5日（火）～3月22日（金）（土・日を除く）

【提出先】

舞鶴市健康・子ども部子ども支援課（市役所別館1階）

【問い合わせ】 舞鶴市健康・子ども部子ども支援課 電話66-1008

【お問い合わせ先】

子ども支援課：☎0773-66-1008、FAX0773-62-7957

E-Mail：k-shien@city.maizuru.lg.jp